

# 寄附金(賛助会費)の税制優遇措置について (お知らせ)

島根県防犯連合会は、平成24年4月1日、公益社団法人に移行し、税法上の「特定公益増進法人」となりました。以後、公益社団法人島根県防犯連合会の公益目的事業を支援するために支出された寄附金・賛助会費は、税制上の優遇措置が受けられます。



## 税制上の優遇措置

### 個人の場合

～ 所得控除制度又は税額控除制度のいずれかを選択することになります。～

#### 所得控除

下記により計算された金額を寄附金控除額として年間の総所得より控除されます。

- ◎ 寄附金控除額 = 下記の(1)(2)いずれか低いほうの金額 - 2,000円
  - (1) その年に支出した寄附金等の合計額
  - (2) その年中の総所得金額等の40%相当額

#### 税額控除

下記により計算された税額控除額が所得税額から控除される減税効果の高い優遇措置です。

- ◎ 税額控除額 = {対象寄附金の額 (総所得金額等の40%を限度とする) - 2,000円} × 40%  
但し、税額控除額は所得税額の25%が限度です。

※ 所得控除、税額控除には確定申告が必要です。

#### 住民税控除

上記の控除に合わせ、住民税の寄附金控除が受けられます。

- ◎ 控除額 = (寄付金額 - 2,000円) × 10% (県民税4%、市町村民税6%)

※ 市町村民税の控除は、各市町村が条例で指定している場合に適用になります。

※ 所得税の確定申告をする人は、個人の県民税、市町村民税申告は不要です。

### 法人の場合

一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。

- ◎ 一般の寄附金にかかる損金算入限度額 + 特定公益法人に対する寄附金にかかる損金算入限度額

(所得金額の6.25% + 資本金等の額の0.375%) × 1/2 を限度

※ 確定申告には、「主たる目的である業務に関連する寄附金であることの証明書」、「税額控除に関する証明書」が必要な場合があります。寄附をいただいた皆様、賛助会員の皆様には証明書をお送りしますので、振込を証明する「振込金受領書」とともに保管していただきますようお願いします。

※ 税制上の優遇措置について、詳しくはお近くの税務署、市町村税務担当課又は税理士にご相談ください。

問い合わせ先	松江市殿町383番地
	公益社団法人 島根県防犯連合会 電話：0852-27-4970